

内閣総理大臣 安倍晋三殿

平和憲法を否定する改憲をやめ、違憲の「平和安全保障関連法」の廃止を求めます。

政府は昨年9月に、国民の広範な反対運動や多くの憲法学者や法曹界の「違憲」の指摘も無視して「平和安全保障関連法(=安保安法制)」を成立させ今年3月に施行させました。この法律によって抑止力が高まる、日米同盟を強化することが有効だと強弁しますが、直近の世論調査では、安保安法制を評価するが 39%にとどまり、50%以上が評価しないと答えています。安保安法制は地球規模であらゆる場所や場合に自衛隊を派遣できる法律であり、日米の一体化を進め米軍の軍事行動に巻き込まれる恐れやテロの標的になる可能性を高めます。抑止力どころか「平和安全」とはまったく逆の事態を招くことを国民は見抜いています。

さらに政府は野党5党が提出した安保安法制廃止法案の国会審議も、憲法に規定されている臨時国会召集も拒否しました。このような三権分立を揺るがしかねない行為、立憲主義や民主主義を軽視し、憲法を守らない政府が成立させた「安保安法制」を認めることはできません。今すぐ廃止してください。

安倍首相は在任中の明文改憲を明らかにし、東日本大震災や熊本地震を理由に、緊急事態条項から始めることも表明しました。この条項は、憲法秩序を一時停止させて首相に強大な権限を与えるもので、立憲主義を破壊し独裁への道を開くことや、人権を侵害する危険性が指摘されています。大震災を経験した自治体の弁護士会はこぞって反対の声明を出しており、被災地でこの条項がなかったために命の危機にさらされた事実はありません。大規模自然災害対策の法制度は今でも充分整備されています。緊急事態条項の新設を突破口として、改憲しようとすることに、被災地岩手から明確に反対します。

改憲論の基本になっているのは、押し付けられた憲法であるとの平和憲法の否定であり、特にも首相は憲法9条を変えようとしています。私たち国民は 70 年間受け入れてきました。今年の憲法記念日の世論調査では、「改憲は不要」が 55%で必要の 37%を大きく上回っています。憲法尊重擁護の義務をもち、憲法に律されるべき政府自らが勝手に憲法を変えようとする行為や、憲法違反を行う政府による改憲論を国民が危険視している表れです。人類普遍の人権の保障と世界平和を謳う憲法、とりわけ9条は軍事力では解決できない脅威が広がる世界にあって、変えるどころか今こそ生かし広げるべき理念です。その理念を否定し、解釈改憲に続き9条そのものを改悪することは到底認められません。

安保安法制廃止と憲法9条を守ることを求める 2000 万人全国統一署名は、岩手でも 13 万筆を超える広がりを作り、県内の生協も「平和とよりよき生活のために」を掲げ署名運動の推進に貢献しています。政府は、「国」を守るためとの理由をつけて武力を使えるようにする改憲はやめ、「国民」のいのちとくらしを守りよりよい社会をつくるために、立憲主義に則り日本国憲法や9条をいかす政治をしてください。

私たちは以下について強く要請します。

1. 憲法違反の「安保安法制」を速やかに廃止すること。
2. 大規模自然災害対策を口実に「緊急事態条項」の憲法新設や改憲はしないこと
3. 立憲主義の原則を堅持し、日本国憲法や9条を守りいかすこと